

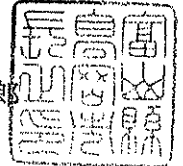
高岡市告示第255号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

平成17年7月8日

高岡市長 橘 慶 一 郎



高岡市伏木万葉ふ頭に編入する区域

高岡市伏木万葉ふ頭1、5の1の地先の公有水面埋立地
